

平成25年11月27日発表

担当課：福祉課

(熊谷市) 記者クラブ取材情報

事業の名称等 熊谷市竜巻災害義援金の配分について

1. 実施日時等 平成25年12月2日(月)～
2. 会場・主催地 市役所本庁舎、妻沼行政センター、江南行政センター
3. 主催者・関係者 熊谷市
 - (1) 団体名等 熊谷市竜巻災害義援金配分委員会
 - (2) 代表者名 委員長 熊谷市副市長 嶋野 正史 TEL
4. 事業内容 11月26日に熊谷市竜巻災害義援金配分委員会を開催し、配分基準等を決定したことから、被災者に対して、義援金の第1次配分を開始する。配分は、すでに県から市あてに配分されている日本赤十字社埼玉県支部及び埼玉県共同募金会義援金の第1次配分と同時に行う。

対象者には、通知を送付し12月2日以降、随時、申請受付を開始する。
5. 目的・理由 義援金の受付期間は、平成25年12月27日までであるが、早期に被災者の生活支援にあてられるよう、12月2日から第1次配分を開始する。
6. 経緯・経過 竜巻による被災者を支援するため、災害発生翌日から受付を開始した義援金は、11月22日現在で、33,068,917円となっている。県の義援金は、11月中旬に市に交付されているため、市と県の義援金を併せて、第1次配分を行うこととした。
7. 影響・効果 市内外から寄せられた義援金を被災者に配分することで、被災者の生活支援につながる。
8. この事業の実施による特記事項・PRポイント 日本赤十字社の義援金等は、生活への影響が大きい住家の「全壊」、「半壊」を対象としているが、本市は、広く被災者の支援を行うため、住家の「一部損壊」、「非住家」の被災者も配分の対象とした。

(1) 県内の状況

ア. 県内で初めて イ. 県内で 番目

(2) 他市が実施している事業に比べて本市の特色

・他市と同じ

※ 資料の有無 (有 ・ 無)

担当者 福祉部福祉課 小林、金子

連絡先 TEL 048-524-1111 (内295)

熊谷市竜巻災害義援金の配分について

1 配分対象

9月16日に発生した竜巻により、市内の住家又は非住家に被害を受け、市が発行する「り災証明書」の対象となった世帯

2 配分指標、第1次配分金額

被害の程度	配分指標	金額	内訳
住家の全壊	1	520,000円	市:26万円、県:26万円
住家の半壊	0.5	260,000円	市:13万円、県:13万円
住家の一部損壊	定額	20,000円	市:2万円
非住家の全壊、半壊、一部損壊	定額	20,000円	市:2万円

※ 住家の全壊及び住家の半壊世帯には、配分指標に基づき、第2次以降の配分を行う。

※ 住家の一部損壊及び非住家の世帯は、定額のため、第1次配分のみとなる。

3 申請期間(集中受付期間)

第1次配分：平成25年12月2日(月)～平成26年1月31日(金)

土曜、日曜、祝日及び年末年始を除く平日の午前8時30分～午後5時15分

4 受付窓口

- (1) 市役所本庁舎4階 被災者支援対策室
- (2) 妻沼行政センター 福祉課
- (3) 江南行政センター 市民福祉課

5 問い合わせ先

- (1) 熊谷市福祉部福祉課 電話 048-524-1111(内 295)
- (2) 妻沼行政センター福祉課 電話 048-588-9984(直通)
- (3) 江南行政センター市民福祉課 電話 048-536-1529(直通)

竜巻災害の被害状況と義援金受付状況

1 建物被害状況(平成25年11月22日現在)

被害区分	住家	非住家	合計
全壊	10	25	35
半壊	22	14	36
一部損壊	775	297	1,072
小計	807	336	1,143

2 熊谷市災害見舞金の対象世帯と支給状況(11月22日現在)

被害区分		対象世帯	支給件数	支給率
住家	全壊	10	9	90.0
	半壊	22	19	86.4
	一部損壊	888	694	78.2
非住家(※)		336	162	48.2
小計		1,256	884	

※ 非住家は、特別災害見舞金として支給

3 義援金の受付状況

(1) 受付期間 平成25年9月17日(火)～平成25年12月27日(金)

(2) 受付箇所

- ・ 本庁、各行政センターの窓口及び募金箱
- ・ 埼玉りそな銀行、埼玉縣信用金庫、武蔵野銀行
ゆうちょ銀行による口座振込
- ・ 現金書留

(3) 受付金額

461件 33,068,917円(平成25年11月22日現在)